
開口部の取扱いについて

平成16年秋期部会

採光・換気・排煙の有効開口部の取扱いについて

シャッター、オーバースライダー及び自動ドア等の開口部は、基本的に常開、又は手動で容易に開放できれば、採光・換気・排煙の有効な開口部として取り扱う。